

新型コロナウイルスワクチンの 追加接種（3回目接種）の体制について

令和3年11月18日

岡山県新型コロナウイルス
ワクチン接種体制確保協議会

1・2回目のワクチン接種実績

◆岡山県の接種実績（令和3年11月16日時点） ※VRSの実績（医療従事者等を含む）による

	人 口	1 回 目		2 回 目	
全年代	1,893,791	1,439,340	76.00%	1,396,627	73.75%
うち高齢者	568,499	530,828	93.37%	527,937	92.87%

※人口は総務省が公表している住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数内の【総計】令和3年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）による

＜年代別ワクチン接種状況＞ ※接種率は接種対象人口推計値を基に算出

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
1回目	68.42%	74.01%	75.46%	80.31%	88.07%	88.54%	93.55%	95.72%	84.36%
2回目	60.71%	69.69%	71.54%	77.76%	86.33%	87.88%	93.11%	95.06%	81.86%

＜追加接種 県内統一方針＞ 追加接種の対象者等

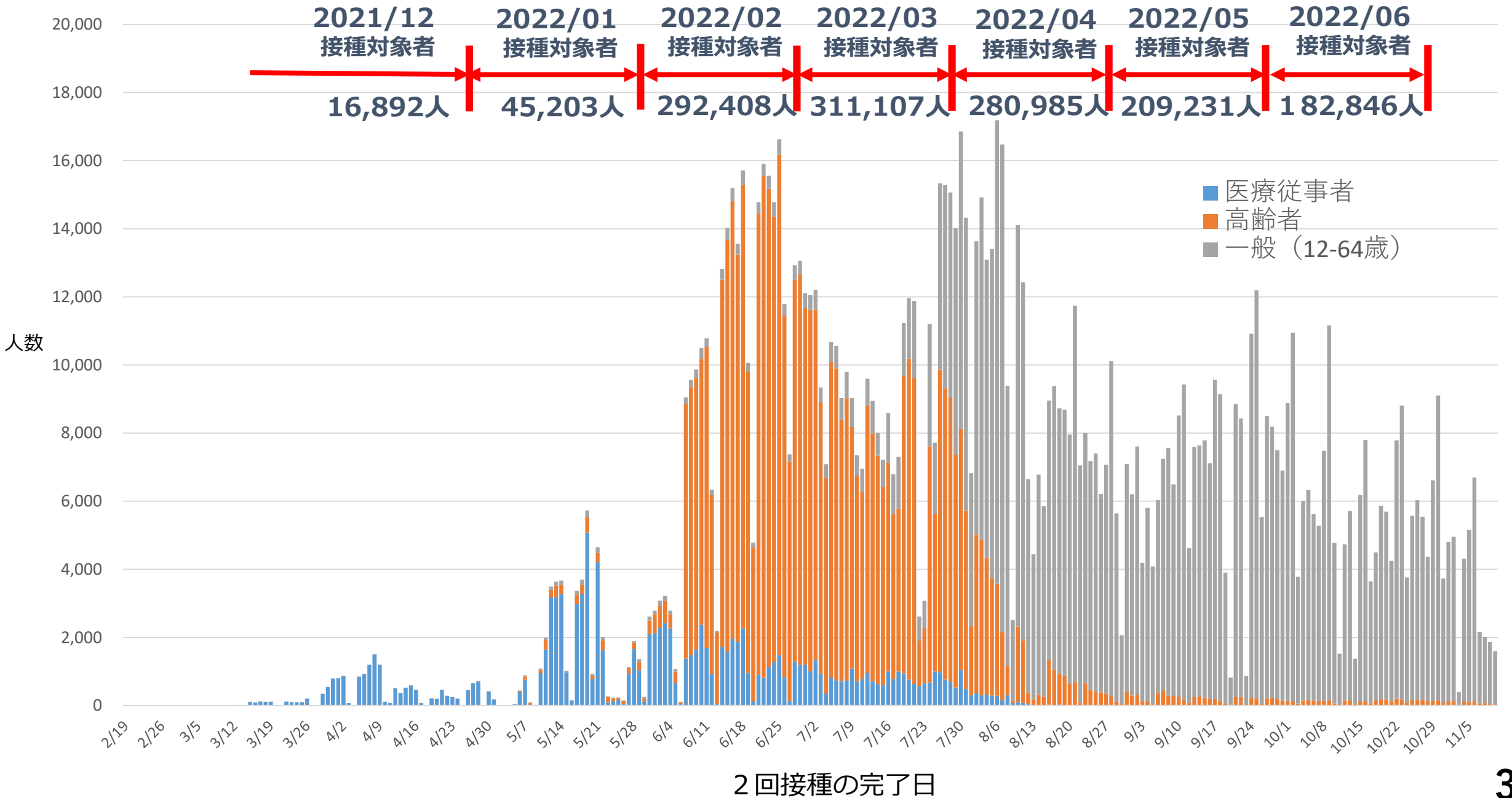
- 追加接種（3回目接種）は、2回接種完了から原則8ヶ月以上の間隔をおいて1回行う
- 対象者には、市町村が8ヶ月経過する月の前月末までに追加接種の接種券等を送付することとし、接種券等を受け取った時点で予約、接種を可能とする <本県の取扱>
- 追加接種は、2回接種完了者すべて（まずは18歳以上の者）に対して機会を提供する
- 重症化リスクの高い者、重症化リスクの高い者と接触の多い者、職業上の理由等によりウイルス曝露リスクの高い者については、特に追加接種を推奨する

○「予防接種実施要領（改正後）」2 各論、(2)追加接種、(ウ)接種間隔
初回接種の完了から原則8ヶ月以上の間隔をおいて1回接種すること。

○「接種券等を受け取った時点で予約、接種を可能とする」運用は、対象者すべてに適用する。

○2回接種完了からの期間が要件となることから、1・2回目の優先接種の対象となった「医療従事者等」かどうかということは考慮する必要がなくなる。したがって、現在は「医療従事者等」に該当しなくなった人についても、市町村から接種券等が届けば3回目接種を受けることができる。

<追加接種の月別対象者数>



<追加接種 県内統一方針> 追加接種の開始時期

■ 追加接種（3回目接種）は、令和3年12月1日から開始する

- 2回接種完了から8ヶ月経過していても、12月1日より前には追加接種を行うことはできない。
※ 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正が、令和3年12月1日から施行されるため。
- 臨時の予防接種の実施期間が、現行の期間（令和4年2月28日まで）を延長し、令和4年9月30日までとされた。

<追加接種 県内統一方針> 追加接種に使用するワクチン

- 追加接種（3回目接種）に使用するワクチンについては、1・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン（ファイザー社ワクチン又はモデルナ社ワクチン）を用いることが適当とされた
- 当面は、薬事承認されているファイザー社ワクチンを使用する

○当面、12月から開始される対象者は、1・2回目にファイザー社ワクチンで接種した人であると見込まれる。

○モデルナ社ワクチンについては、11月10日に追加接種に係る薬事申請がなされており、その薬事審査の結果を待つこととなるが、令和4年2月からモデルナ社ワクチンによる追加接種を開始することを前提に準備を進める。

○mRNAワクチン以外のワクチンを用いることについては、科学的知見を踏まえ引き続き検討することとされた。

<追加接種 県内統一方針> 接種対象者への個別通知

- 市町村は、2回目の接種が完了して8ヶ月経過する方を順次抽出し、対象者に「接種券が印字された予診票」と「予防接種済証」を送付する

※令和3年4月30日までに接種を完了した方には、11月25日頃までに到達するよう送付する

○接種対象者への接種券等の送付は、原則、月単位で発送することとする。

令和3年4月30日までの接種完了者 → 令和3年11月25日頃までに到達するよう送付

令和3年5月1日~5月31日の接種完了者 → 令和3年12月25日頃までに到達するよう送付

令和3年6月1日~6月30日の接種完了者 → 令和4年1月25日頃までに到達するよう送付

令和3年7月1日~7月31日の接種完了者 → 令和4年2月25日頃までに到達するよう送付

※各市町村の事情に応じ、上記スケジュールよりも遅らせること（週単位発送も含む）は可とする。

○上記にかかわらず、市町村は、本県の感染状況やクラスターの発生状況により、国との協議やワクチンの供給状況等を踏まえて、前倒しの発送ができるよう準備を進めるものとする。

<追加接種 県内統一方針> 接種券等の様式

- 接種券等の様式は、3回目から、新様式「接種券が印字された予診票」に変更する
(別添① = 国事務連絡のパターン①)
- 1・2回目接種用の予診票様式も変更し、12月1日以降は別添②を使用する
※時間外・休日加算分の請求と関連するので、間違わないよう留意する

○接種券一体型予診票は、接種券部分がプレプリントされた予診票となる。※シールではなくなる。

○新様式（接種券が印字された予診票）には、時間外・休日加算の項目が追加されており、**今後は新様式により、接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用を請求することとなる。**

○接種医療機関は、追加接種、1・2回目接種のいずれも**12月1日から**新様式を使用する。

<追加接種 県内統一方針> 予防接種済証の様式

- 「接種済証」には、1・2回目接種について、接種年月日、メーカー、Lot No.を印字して対象者に送付される（右の様式のとおり）

○接種の事実は市町村長が証明するものであることから、各項目の内容は市町村がプレプリントする。

○ワクチン・検査パッケージの証明として利用される。

〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生 太郎

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。

接種を受けるときは、
この用紙と予診票を忘れずにお持ちください。

この書面は、あなたが3回目のワクチン接種をした事実を
証明する大事な書面ですので、大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号:

3回目 接種年月日	メーカー/Lot No. (シール貼付け)	氏名	厚生 太郎
年		住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99
月 日		生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生

〇〇県〇〇市長

新型コロナウイルスワクチン1、2回目接種記録

	1回目	2回目
接種年月日	年 月 日	年 月 日
メーカー		
Lot No.		

※ *が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます。

3回目の接種をすると
ここへ実績が記入される

1・2回目の接種記録
は予めプレプリント
されている

<追加接種 県内統一方針> 接種券等が届かない場合

- 転入者や市町村の予防接種台帳・VRSから抽出できなかった人については、居住地の市町村に接種券発行申請を行っていただき、対応する。

○申請の様式は次スライドのとおり。

○医療機関が自院従事者に接種を行う場合、市町村から送付があった接種券一体型予診票等の提出を求めることとするが、届いていない従事者がいる場合は、居住する市町村へ接種券発行申請を行うよう促す。

○接種対象者（自院従事者など）が「接種券が印字された予診票」を忘れた場合や紛失した場合で本人確認と1・2回目の接種記録を何らかの方法で確認し接種を実施したときは、接種医療施設は、後日提出された「接種券が印字された予診票」に記入し直して請求することとする。

※被接種者から「接種券が印字された予診票」を提出させることが困難な場合は、市町村にシールタイプの接種券の再発行を求め、白紙の予診票（新様式に限る）に当該シールを貼付することも可とする。

(表)

接種券発行申請書（新型コロナウイルス感染症）【3回目接種用】

令和 年 月 日

〇〇市町村長宛

申請者 氏名 _____

住所 〒 _____

電話番号 _____

被接種者との続柄 本人 同一世帯員 その他 ()

下記の事項に同意の上、接種券の発行を申請します。

(下記①・②をよくお読みの上、にチェックしてください。)

- ① 新接種券の発行にあたっては、ワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）上において、〇〇（市区町村名）が個人番号（マイナンバー）又は他の個人情報（氏名・生年月日・性別）により、被接種者の以前にお住まいの市区町村における接種記録を確認します。
- ② 転出元で発行された3回目接種用の接種券がお手元にある場合は、廃棄してください。

被 接 種 者	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	
	住民票に記載の住所	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	〒
	生年月日		年 月 日
送付先住所	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ		

(裏)

申請理由	<input type="checkbox"/> 接種券が届かない <input type="checkbox"/> 接種券の紛失・破損 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 届いた接種券は、接種に使わず医師との相談（予診）のみで使用した <input type="checkbox"/> その他 ()
接種状況	1回目 ①接種日： _____ 年 月 日 ②ワクチン種類： <input type="checkbox"/> ファイザー <input type="checkbox"/> 武田/モデルナ <input type="checkbox"/> アストラゼネカ <input type="checkbox"/> その他 (_____) ③接種の方法（当てはまるものにチェック）： <input type="checkbox"/> 市町村の会場や医療機関、職域会場での接種 （接種券を送ってきた市町村名： _____) <input type="checkbox"/> その他（具体的に： _____) <small>※自衛隊や都道府県が設けた大規模接種会場で接種した方は「市町村の会場や医療機関、職域会場での接種」を選んでください。</small>
	2回目 ①接種日： _____ 年 月 日 ②ワクチン種類： <input type="checkbox"/> ファイザー <input type="checkbox"/> 武田/モデルナ <input type="checkbox"/> アストラゼネカ <input type="checkbox"/> その他 (_____) ③接種の方法（当てはまるものにチェック）： <input type="checkbox"/> 市町村の会場や医療機関、職域会場での接種 （接種券を送ってきた市町村名： _____) <input type="checkbox"/> その他（具体的に： _____) <small>※自衛隊や都道府県が設けた大規模接種会場で接種した方は「市町村の会場や医療機関、職域会場での接種」を選んでください。</small>

※「接種の方法」の「その他」には以下の方法が当てはまります。

- ・海外在留邦人等向け新型コロナ・ワクチン接種事業での接種
- ・在日米軍による接種
- ・製薬メーカーによる治験としての接種
- ・海外での接種
- ・上記の他、市町村の会場や医療機関、職域会場での接種に当てはまらない接種

<追加接種 県内統一方針> 接種を実施する施設

■ 追加接種（3回目接種）は、住民向け接種（個別接種）の枠組みを活用する

- 医療従事者等への1・2回目接種については、県が指定する病院に限定して接種を実施したが、3回目以降は、住民向け接種（個別接種）の枠組みで接種を行う。
→令和3年12月の接種は、基本型又は連携型接種施設であった病院の自院従事者が中心になると想定される。
- 1・2回目を近隣の病院等で接種を行った医科診療所の医療従事者等は、3回目は自院での接種も可能となる。
→**自院従事者が6名に満たない医療機関**については、**市町村と接種体制を十分協議するものとする。**
- 次の病院は、**自院従事者のみ接種する施設**とする。
・岡山大学病院・岡山赤十字病院・岡山労災病院・倉敷中央病院
- 歯科や調剤、行政機関等における医療従事者**については、**希望する接種医療機関において接種を行う。**
- 3回目接種から新たに接種医療施設となることも可能。（委任状提出やV-SYSの登録が必要）
- 接種対象者については、**岡山県共通予約システム等**を活用して**予約を受け付けることとする。**
※電話での受け付けを希望する医療機関では電話受付を行う。
- 個別接種でのモデルナ社ワクチンの取扱いが認められるとともに、一つの医療機関で複数種類のワクチンを取り扱うことも可能となった。

<追加接種 県内統一方針> 3回目接種用のワクチン

- 国から供給される追加接種用のファイザーワクチンは、12月、1月の接種対象者数に合わせて50箱とされている（2ヶ月分の供給量）
- 対象者数が1箱未満の市町村間では、バイアル単位で小分けして調整することとする

○11月15日の週又は11月22日の週に国からワクチンが配送される。

○市町村間の調整は、配送先の市町村が配送元の市町村（基本型接種施設）に受け取りに行くことを原則とする。

○市町村は、配分を受けた後、**接種医療施設から希望する配送数量を聞いてワクチンを配送する。**

→まずは、本年2月時点の基本型接種施設及び連携型接種施設であった病院の自院従事者への接種が中心になると考えられるため、当該医療機関から必要数量を聞いてワクチンを配送する。（11月末まで）

→その後、医科診療所や歯科、調剤、行政の医療従事者等については、予約人数に応じて、ワクチンを配送することとする。

○1・2回目接種用のファイザーワクチンが余っている場合は、追加接種（3回目接種）に使用することは可。

○追加接種（3回目接種）用のファイザーワクチンを1・2回目接種に使用することも可。

＜追加接種 県内統一方針＞ 複数種類のワクチンの取扱い

- 住民が身近な場所で接種を受けられるようにするため、モデルナ社ワクチンについて、集団接種に加え、個別接種も実施することが可能とされる
- 1つの接種会場（医療機関）で複数種類のコロナワクチンを取り扱うことが可能とされる

○複数種類のワクチン取扱いに関する新しいルール（予定）

- ・複数種類のコロナワクチンの接種を混同しないよう、**ワクチンごとに接種日時や接種場所を明確に分けること。**
※小規模の会場（医療機関）を念頭に、フロア分けなどは必須としないが、時間的又は空間的な区分は必要。
- ・同一の冷蔵庫・冷凍庫において複数のコロナワクチンを保管する場合は、**容器・管理を明確に分けること。**
※小規模の会場（医療機関）を念頭に、冷蔵庫等を分けることを必須としないが、庫内の容器等は明確な区分が必要。
- ・コロナワクチンの管理については、複数人での確認を徹底するとともに、**接種関連器具・物品を区分し、責任者・担当者を置くこと。**

<追加接種 県内統一方針> 1・2回目接種の継続

■ 本年12月以降も、1・2回目の未接種者の接種機会の提供を継続する

- 1・2回目接種用の**ファイザー接種施設**については、**接種医療機関のうち協力が得られる施設で実施**し、県や市町村において、**集中的に広報を実施**していくこととする。
- 1・2回目接種用の**モデルナ接種施設**として**県営接種会場**（川崎医科大学総合医療センター）は、**本年12月以降も、継続して運営する。**
＜毎週土曜日 14：30～＞
- 令和3年12月以降も1・2回目接種を実施することが想定される者は以下のとおり。
 - ・ 新たに12歳になった児童
 - ・ 療養等のため今まで接種ができなかった人
 - ・ 初回接種を完了せずに海外から帰国した人 など
- 1・2回目の未接種者に接種を行う場合は、過去に接種実績がないか十分確認すること。
接種券付き予診票で1・2回目接種を行った医療従事者等が、後から市町村から送付された接種券を使って8ヶ月が経過していないのに3回目を接種した事例が発生しているため。

<追加接種 県内統一方針> 集団接種・職域接種

- 市町村は、対象者数と個別接種体制を踏まえて、集団接種会場の設置を検討する
- 県は、追加接種用の県営接種会場を設けることとする（規模・場所等は今後検討）
- 地域の負担軽減のため、令和4年3月より職域単位での追加接種が開始される予定

○市町村による集団接種について、要望があれば初回接種と同様の県医師会委託スキームを活用する。

○モデルナ社ワクチンの集団接種会場については、薬事承認された後の令和4年2月以降に設置予定。

○職域の追加接種の実施・運用方法等は、基本的に1・2回目接種と同様となる予定であり、実施を希望する企業や大学等が接種計画を策定して国に申し込む。

（申込は令和3年12月中旬から受け付ける予定）

<追加接種 県内統一方針> 小児への接種体制

- 小児（5～11歳）への新型コロナワクチンの接種については、国の分科会において検討されているが、早ければ令和4年2月頃から接種を開始する可能性があるとしている

- 5～11歳用のファイザー社ワクチンは、12歳以上のファイザー社ワクチンとは濃度や用量が異なるなど取扱いルールが異なることから、別種類のワクチンとして取り扱われる予定。
- 小児への接種であることを踏まえ、通常の副反応対応に加え、入院が必要となった場合等に適切な対応をとれる体制が必要。
- 今後、市町村や医療関係者と緊密に連携しながら、県内での接種体制を検討していく。

<追加接種 県内統一方針> 共通予約システムの改修

■ 県共通予約システムを改修し、3回目の人、1・2回目の人、いずれも予約できるようにする

- 3回目の予約開始（入力できるようになる）は、**11月30日（火）**とする。
- 医療機関による3回目の予約枠を設定は、**11月18日（木）**から可能となっている。
- 県共通予約システムの全県民データベースに、追加接種の接種券等を発送した実績を、適宜インポートすることにより、接種券等が届いた方のみが予約可能となる。
- 市町村の集団接種会場において、県共通予約システムを活用する場合は、他市町村に居住する人も予約できることを前提に利用することとする。

マイページにはご自身の予約内容が表示されます。
予約の登録・変更または取消を行った後は、必ずマイページで予約内容を確認してください。

【予約・変更する】ボタンから、予約の登録または変更ができます。
【予約を取り消す】ボタンから、予約を取り消すことができます。
【予約票を出力する】ボタンから、予約内容をPDFファイルで保管できます。
【アカウント情報変更】ボタンから、ご自身の情報を登録変更できます。

マイページに
3回目予約ボタンの追加

予約状況

接種券番号 0120114801 生年月日：1973/01/20

- 1回目のご予約
- 2回目のご予約

<追加接種 県内統一方針> 費用請求の手続

■ 追加接種についても、費用請求は、居住地にかかわらず全て国保連合会へ請求を行う

- 新様式（接種券が印字された予診票）には、時間外・休日加算の項目が追加されており、国保連に接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用の審査支払事務を取り扱っていただく。
- 上記にかかわらず、市町村が支払う事務手数料は、従前どおりとする。